

石 卷 市 病 院 事 業 会 計

第39号議案

平成30年度石巻市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度石巻市の病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	一般病床	165床	療養病床	40床	計	205床
(2) 年間入院外来患者数	入院	57,776人	外来	62,480人		
(3) 1日平均入院外来患者数	入院	158.3人	外来	256.1人		
(4) 主要な建設改良事業	建設改良費			53,900千円		
	機械装置購入費			175,116千円		

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(収入)

第1款	病院事業収益	5,343,561千円
第1項	医業収益	3,066,510千円
第2項	医業外収益	1,731,575千円
第3項	特別利益	545,476千円

(支出)

第1款	病院事業費用	5,340,530千円
第1項	医業費用	5,176,895千円
第2項	医業外費用	152,635千円
第3項	予備費	11,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(収入)

第1款	資本的収入	552,448千円
第1項	企業債	192,100千円
第2項	他会計出資金	345,265千円
第3項	他会計負担金	83千円
第4項	他会計補助金	15,000千円

(支出)

第1款	資本的支出	610,447千円
第1項	建設改良費	229,016千円
第2項	企業債償還金	381,431千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
石巻市立病院設備改良事業債	53,900	普通貸借又は証券発行 (ただし、登録債)	5.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年以内に借入先の融通条件に従い元利均等償還又は元金均等償還により償還する。ただし、融通条件又は財政の都合により償還年限の短縮又は借り換えをすることができる。
石巻市立病院医療機器等整備事業債	131,300			
石巻市立牡鹿病院医療機器等整備事業債	6,900			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	2,158,065千円
(2) 交際費	400千円

(他会計からの補助金)

第8条 経営基盤安定化対策等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、973,647千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、584,470千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産

種類	名称	数量	備考
機械及び装置	診療用ビデオスコープシステム	一式	石巻市立病院

平成30年2月14日提出

石巻市長 亀山 紘

平成 年 月 日議決